

新型コロナウイルス感染症海外短信 — ドイツⅦ

2021年8月23日

加久間 景子*

I. 2021年8月決定事項のポイント

デルタ株新型コロナウイルス感染者の急増を受けて、8月10日、メルケル首相と各州首相による協議が行われ、ドイツにおける新型コロナウイルス感染者数はこの数週間で再び増加傾向にあり、感染を引き続き押さえ込むためにはワクチン接種が極めて重要であるとして、概要以下のとおり新たな措置を発表した。

1. 2021年8月23日までに、ワクチン接種者 (geimpfte)、感染からの回復者 (genesene) またはコロナ検査実施者 (getestete: 24時間以内に抗原検査又は48時間以内にPCR検査を受けた者) に対する「3Gルール」(下記)を新たに導入する。病院や介護施設等、レストランの屋内、屋内でのイベントや祝い事、身体的接触を伴う各種サービスの利用、屋内でのスポーツ、宿泊施設への立ち入りは、ワクチン接種者、感染からの回復者またはコロナ検査実施者(3G)のみに限定する。これは、原則として6歳以上の全ての者に適用される。
2. これまで実施してきた全ての市民に対する無料のコロナ検査 (Corona-Buergertest) は、2021年10月10日をもって終了する。ただし、ワクチン接種が不可能な者、ワクチン接種が一般的に推奨されていない者 (特に妊婦、子供や18歳未満の未成年者) については、引き続き無料のコロナ検査を受けることが可能。

II. 連邦政府と各州との決定事項

1. 3Gルール

ワクチン接種者 (geimpfte)、感染からの回復者 (genesene)、コロナ検査実施者 (getestete) に対して次の「3Gルール」を導入する。

- (i) 感染拡大を防ぐため、過去7日間の人口10万人当たりの新規感染者数 (以下、「7日間数」)

が35を超える市郡では、ワクチン接種を完了していない者や感染からの回復者と見なされない者は以下の場合コロナ検査が必要となる (6歳未満の子供、及び学校において定期的に検査を実施している児童・生徒は除く)。

- ① 病院、老人ホーム・介護施設や障害者支援施設への訪問
 - ② レストランの屋内部分の利用
 - ③ 屋内でのイベントや祝い事への参加 (情報イベント、文化イベント、スポーツイベント等)
 - ④ 身体的接触を伴う各種サービスの利用 (美容院・理髪店、コスメティック・スタジオ、マッサージなどのボディケア店等)
 - ⑤ 屋内でのスポーツ (フィットネス・スタジオ、プール、その他の屋内スポーツ施設)
 - ⑥ 宿泊施設の利用 (到着時及び滞在期間中は週2回のコロナ検査)
- (ii) コロナ検査については、24時間以内に実施した抗原検査 (Antigen-Schnelltest)、または48時間以内に実施したPCR検査を有効と見做す。
 - (iii) 各連邦州では、「7日間指数」が35を下回る市郡においては、この3Gルールを撤廃または部分的に廃止することを可能とする。

2. 全ての市民に対するコロナ検査 (Corona-Buergertest) の有料化

連邦政府と州政府は、市民に対するコロナ検査 (Corona-Buergertest) を2021年10月11日から有料化することで合意。

ただし、ワクチン接種が不可能な者、ワクチン接種が一般的に推奨されていない者 (特に妊婦、子供や18歳未満の未成年者) については、引き続き無料のコロナ検査を受けることを可能とする。

* 在ドイツ音楽家。なお、本稿は、加久間景子氏からの情報提供を本財団理事長光多長温がまとめたものである。

3. ワクチン接種完了者及び快復者に対する検査義務の免除

ワクチン接種完了者及び6か月後に追加接種を受けた感染からの快復者は、連邦政府や各州政府が規定するコロナ検査義務、隔離義務が免除される。

また、ワクチン接種完了者及び感染から快復者はハイリスク地域からのドイツ帰国にあたっての隔離義務も免除される。

4. AHA+Lルール

以下の基本的な感染予防対策は引き続き有効とする。

- (i) 対人間隔の確保 (Abstand halten)
- (ii) 手指の衛生措置 (Haendehygiene beachten)
- (iii) 屋内におけるマスクの着用 (Alltagsmasken tragen in Innenraeumen)
- (iv) 定期的な換気 (Lueften in Innenraeumen)

Ⅲ. NRW州(デュッセルドルフ等を含む)の決定事項

上記、連邦政府と各州との決定を受けて NRW 州はコロナ防疫州令を改正し、8月20日以降9月17日迄、これまでの段階的指数別対応に代わり、7日間指数が35以上となる都市・郡(ただし、同指数の州平均が35以上となる場合は州全体)に対して「3Gルール」を適用することを発表した。この場合、特定の行事・活動について、ワクチン接種者(geimpfte)・感染からの快復者(genesene)を除き48時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明(getestet)が必要となる。具体的内容は次の通り。

1. 新型コロナウイルスへの感染状況を踏まえ、NRW州政府はコロナ防疫州令を改正し、8月20日以降9月17日までの4週間、以下の措置をとることを発表した。

- (1) 新たな3Gルールを適用し、2Gすなわちワクチン接種者、(geimpfte)、感染からの快復者(genesene)については、全ての施設・イベント等への立ち入り・参加を可能とする。これらに当てはまらない者は、7日間指数(人口10万人当たりの直近7日間の新規感染者数)が35以上となる都市・郡(ただし、州平均が35以上となる場合には州全体)については、下記の行事参加・活動にあたり48

時間以内に実施されたコロナ検査の陰性証明(getestet)が必要となる。

- (2) 簡易検査の陰性証明(48時間以内に実施)が必要となるのは、次の施設である。
 - ・屋内で行われるイベント(感染防止コンセプトを要する)
 - ・屋内でのスポーツ
 - ・レストランの屋内部分の利用
 - ・身体的接触を伴う各種サービスの利用
 - ・宿泊
 - ・屋外での2,500人を超える大型行事への参加

- (3) PCR検査での陰性証明(48時間以内に実施)が必要となるのは、クラブ・ディスコ等、特に感染リスクの高い活動。

- (4) 病院・老人ホーム等介護施設・障害者支援施設・難民施設への訪問については2Gあるいは48時間以内に実施の簡易検査の陰性証明が必要。これらの施設については、7日間指数が35未満の場合にもこのルールが適用される。

2. 就学児童・生徒は学校における義務的な検査への参加により、検査済(getestet)と見做される。3Gルールが適用される場においては就学の証明を提示することで足りる。未就学児については、検査は不要。

3. 7日間指数にかかわらず、医療マスク着用義務は以下の場において継続される。

- (1) 公共交通機関、商店内、参加者の移動が想定される屋内施設、行列時、参加者が2,500人を超える屋外でのスポーツ・文化、その他のイベント(座席・立ち位置固定の場合を除く)。